

公益社団法人宇部市シルバー人材センター
同好会への助成金に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人宇部市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員による健全な親睦活動を行う同好会に対し、助成金の交付を行うことを目的とする。

(助成対象)

第2条 この内規に基づきセンターの支援を受けることが出来る同好会の必要条件是次のとおりとする。

- (1) 原則として5人以上のセンター会員で組織し、活動していること。
- (2) センターの活動理念に反し、品位を損なう恐れのないこと。
- (3) 会の運営が、代表者を中心にして自主運営できること。
- (4) 会費等を徴収する場合は、収支内容が管理されていること。

(同好会の登録)

第3条 同好会として、センターから認定を受けようとする場合は、「同好会結成登録届」(第1号様式)を理事長に提出して「同好会結成許可証」(第2号様式)を受けるものとする。

(助成金の決定、交付)

第4条 理事長は、第3条の規定により結成を許可した場合は、速やかに当該同好会に助成金を交付する。

(助成金等)

第5条 1 同好会当たりの助成金の額は次のとおりとする。

- (1) 助成金は構成員が10人以上の同好会については年額2万円、構成員が5人以上9人以内の同好会については年額1万円とする。
- (2) 年度の途中で発足した同好会への助成金の額は、半期を単位とした相当額とする。

(助成金の使途)

第6条 同好会活動以外に使用してはならない。

(活動報告)

第7条 同好会活動報告(任意の様式)を、年度終了後速やかに理事長に提出しなければならない。

(登録抹消)

第8条 理事長は、センターの活動理念に反する活動が認められた場合は、登録を取り消すことが出来る。

(委任)

第9条 この内規の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

第 1 号様式

令和 年 月 日

(公社) 宇部市シルバー人材センター

理事長 様

同好会名 : _____

代表者名 : _____ ㊞

同好会結成登録届

令和 年 月 日 付けをもって、下記のとおり同好会を結成しましたので (公社) 宇部市シルバー人材センター同好会への助成金に関する内規第 3 条によりお届けします。

記

1 同好会名称 _____

2 代表者名 _____

3 会 員 数 _____

<添付資料>

1 会員名簿 (別表 - 1)

2 会則

令和 年 月 日

様

(公社) 宇部市シルバー人材センター
理事長

同好会結成許可証

令和 年 月 日 付けをもって申請のあった同好会結成登録届について審査の結果「(公社) 宇部市シルバー人材センター同好会への助成金に関する内規」第2条の要件を満たすものと認められますので同内規第3条により同好会として認定します。

記

1 認定同好会名 _____

2 代 表 者 _____

3 会 員 数 _____

別表－1

令和 年 月 日

(公社) 宇部市シルバー人材センター

理事長 様

同好会名 : _____

代表者名 : _____ ④

令和 年度会員名簿

(年 月 日現在)

NO	会員番号	氏名	備考	NO	会員番号	氏名	備考
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

※役職は備考欄に記入してください。